

平成27年(ワ)第121号 損害賠償等請求事件

原告 吉田 益夫

被告 有限会社 銀 徳 他1名

準 備 書 面

平成27年6月4日

和歌山地方裁判所民事部ハ1係 御 中

原告 吉田 益夫



平成27年4月30日付被告らの答弁書について、下記の通り、反論する。

第1. 被告らへの反論、不知事項について

1. データの消失について

平成26年6月6日の仮処分審尋の際に、原告のシステムでは、送信防止措置を取ることとは、サーバー上から、データを削除して、その後はデータが消失してしまうことを説明して、原告が、CD-ROMにてデータ提供を申し出ているのは、認めている。これは、被告らが行った刑事告訴に対する捜査機関の捜査上の捜査権に対しての被告らの対応を含めて提案したものである。

そのため、原告は、送信防止措置を原告が取るとデータは消失するということもわかってきた。現に被告らの答弁書では、「スレッド内の全情報削除の条件として、被告らに対しデータを提供する旨の提案を（原告が）行った」ということは認めている。また、送信防

止措置を原告が行ったことも認めている。つまり、送信防止措置によって、全情報（全データ）が削除されているのは、明らかである。

送信防止措置は仮処分決定での命令に従った。原告は平成26年6月3日付答弁書での通り、原告には、全投稿削除の意思がなかったのも明らかである。

2. 消失したデータの保存の義務

特定電気通信役務提供者の制限及び発信者情報開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）第三条の「送信を防止する措置」については、データ保管を役務提供者に求めているとは解せない。つまり、送信防止する措置をとってデータが消失することがわかっているにもかかわらず、役務提供者はデータ保管する義務がないので、1. で被告らがデータ提供を断れば、全データが消失するのも知っていた。別途、保管について、原告と契約をかわせば、原告はデータを保管するが、その契約も交わしていない。

そのため、一部とは言っても、データ消失による原状回復が不可能になったのは、被告らの責任である。

3. データの消失について

原告のシステム（和ネット掲示板）では、データベース上のデータを表示することによって、サーバー上のデータがあるかどうか、わかるシステムになっているのは、原告も知っている。送信防止措置を講じるということは、原告のシステムではデータベース上のデータがない、つまり消失しているということである。

被告らは、送信防止措置を確認している。

2. より当然、原告はデータを持っていないのも被告らにはわかっている。

第2. 被告らの不法行為について

被告らは、法的請求権のない投稿を送信防止措置に含めるという不法行為を行って、送信防止措置の仮処分申立を行って、送信防止措置の仮処分命令を出させた。原告は、仮処分

の決定に従いデータ消失を余儀なくされた。しかし、法的請求権のない投稿が、仮処分の本訴で明らかになったが、原告が、その被告らの不法行為による原状回復を行うことが不可能になった。

第3. 被告らの不法行為による原告の損害

本件については、もともと、被告らと被告らが雇用していた従業員である■■■■氏との給与支払いの問題が発端である。

被告らは、尾園氏が身障者3級であるので、国からの雇用助成金をもらうという条件で、■■■■氏を雇用した。■■■■氏は、被告らが国の雇用助成金をもらえるように、公共職業安定所を通して、被告らに雇用された。

しかし、給与の問題などで、■■■■氏が退職し、未払い給与を受け取りに行った際に、被告らが、借用書を■■■■氏に書かせようとしたのでトラブルになった。

それで、自分のブログや、原告の主催する和ネットの掲示板などで、被告らの糾弾を行っていた。原告は被告らから連絡を受け、■■■■氏に事情聴取を行ったが、■■■■氏は、被告らが、■■■■氏に国からの雇用助成金までも貸付金にしようとした違法行為（詐欺未遂）を行ったので、糾弾しているとの主張を聴取した。他方、被告らの違法行為で、■■■■氏は、精神的損害を被ったので、慰謝料を請求する意思があるのも、聴取していた。

原告が主催する和ネットの掲示板での■■■■氏の投稿は、この違法行為にはほとんど言及せず、被告らを糾弾して、新たな違法行為を発覚させて、被告らに対する慰謝料請求を有利にする目的があったのは間違く、被告らが和歌山県から行政処分を受けていた事実とかも発覚したりしていた。しかし、■■■■氏の被告らに対する慰謝料請求の目論見は、大半の利用者から見透かされ、■■■■氏は、平成26年2月5日以降、投稿を行っていない。つまり、被告らに対する慰謝料請求の目論見の阻止を行ったと言える。また、その後、■■■■氏の目論見に乗せられた別投稿者が投稿を行っているが、別の法的請求権のない投稿が、■■■■氏

の目論見通りになることを阻止しており、投稿は、平成26年3月17日以降、削除処置をする平成26年7月7日までの間、一度も投稿がなく、これらの投稿は事態の沈静化に大きく貢献している。つまり、このような投稿の削除は、原告の主催する和ネット掲示板では、大きな損失である。また、投稿者は、訴状にもあるように、著作権を持っている。そして、原告は、和ネット掲示板を主催して管理をしているが、本件のもともとの発端とは、まったく関係がなく、また投稿も行っておらないので、間違いなく第三者である。

そのため、損害額は、投稿者が原告に請求する可能性のある著作権侵害に対する損害額

(A)と、原告が主催する和ネットが被った損害額 (B)とが、本訴えでの損害額 (C)は双方を足したもので、第三者である原告に対する慰謝料 (D)は、訴訟物の価額から損害額 (C)を引いたものとなる。

具体的には、下記の通りである。

(損害額)

$$(A) \quad 10 \text{万円} \times 4 \text{投稿} = 40 \text{万円}$$

$$(B) \quad 10 \text{万円} \times 4 \text{投稿} = 40 \text{万円}$$

$$(C) \quad 40 \text{万円} + 40 \text{万円} = 80 \text{万円}$$

(慰謝料)

$$(D) \quad 160 \text{万円} - 80 \text{万円} = 80 \text{万円}$$

(1投稿、10万円の根拠は、東京地方裁判所、平成13年第22066号著作権侵害差止等請求事件の判決による。(甲第15号))

以 上